

○広島修道大学ネットワーク利用細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島修道大学ネットワーク管理規程（以下、「ネットワーク管理規程」という。）に基づきネットワークの適正かつ効率的な活用を図るため、その利用について必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この細則は、インターネット上の「shudo-u.ac.jp」ドメイン及びそのサブドメインを構成するネットワークの運用の一般的事項、及び、150.32.0.0～150.32.255.255の範囲のIPアドレス運用の一般的事項について定める。

(定義)

第3条 この細則における用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 自主管理ドメインとは、「shudo-u.ac.jp」ドメイン下に、自主的に管理・運用されるサブドメイン（以下「自主管理ドメイン」という。）をいう。
 - (2) 学内LANとは、キャンパス内外基幹LAN及びそれに接続されたLANのうちの終端・情報コンセントまでを学内LANという。
 - (3) 広島修道大学Webのトップページ（以下「トップページ」という。）とは「<http://www.shudo-u.ac.jp/>」をいう。
 - (4) 学内LANのうち、電波を中継する機器を設置したエリアをセキュアネットワークゾーンという。
- 2 前項第4号に定めるエリアの指定については、ネットワーク運用責任者がこれを行う。また、その運用については、別に内規として定める。

第2章 自主管理ドメイン

(自主管理ドメインの設置者)

第4条 前条第1項第1号の自主管理ドメインの設置を申請できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学部、研究科、研究所等の教育研究組織
- (3) 本学事務組織
- (4) ネットワーク運用責任者が特に許可した者

(自主管理ドメイン設置及び変更のための申請)

第5条 自主管理ドメインを設置及び変更しようとする者は、別に定める様式によってネットワーク運用責任者に申請し、許可を得なければならない。

(自主管理ドメインの責任)

第6条 自主管理ドメインの設置者は、当該ドメインの導入、設置、運用等に関するすべての責任を負うものとする。「shudo-u.ac.jp」ドメイン全体に影響を及ぼす問題が生じた場合には、速やかに対策を講じるとともにネットワーク運用責任者に報告しなければならない。

(自主管理ドメインの廃止)

第7条 自主管理ドメインを廃止する場合には、当該設置者は速やかにネットワーク運用責任者にその旨届け出なければならない。

第3章 教職員用サーバー及び教育用サーバー

(利用申請)

第8条 教職員用サーバー及び教育用サーバーの利用希望者は、別に定める手続きに従い、ネットワーク運用責任者の承認を得なければならない。

(利用者IDの発行・制限)

第9条 ネットワーク運用責任者は、利用希望者に対して、必要な利用者IDを付与することができる。

- 2 一個人が同種の利用者IDを重複して取得することはできない。ただし、ネットワーク運用責任者が特に認めた場合は、この限りでない。

(利用者IDの管理義務)

第10条 利用者IDを発行された利用者は、速やかにパスワードを設定しなければならない。

(利用者IDの申請資格)

第11条 次の各号に掲げる者は、教職員用サーバーの利用者IDの取得を申請することができる。

- (1) 本学の教職員（非常勤講師等を含む。）
- (2) その他、ネットワーク運用責任者が特に認めた者

第12条 次の各号に掲げる者は、教育用サーバーの利用者IDの取得を申請することができる。

- (1) 本学の教職員（非常勤講師等を含む。）
- (2) 本学大学院及び学部の学生（科目等履修生、交換留学生等を含む。）
- (3) その他、ネットワーク運用責任者が特に認めた者

第13条 ネットワーク運用責任者は、利用者が退職、卒業、退学等により利用資格を失ったときには、その利用者ID及び関連データを抹消することができる。

第4章 LAN接続

(機器の接続)

第14条 キャンパス内外に設置された学内LANから機器までの接続は、利用者の責任で行うものとする。

(IPアドレス)

第15条 学内LANに情報機器を接続しようとする者は、接続ホスト1台につき一つのIPアドレスを取得しなければならない。

(IPアドレスの取得)

第16条 IPアドレスを取得しようとする者は、別に定める申請様式に従い、取得申請書をネットワーク運用責任者に提出しなければならない。

(利用資格)

第17条 次の各号に掲げる者は、IPアドレスの取得申請をすることができる。

- (1) 本学の教職員
- (2) その他ネットワーク運用上、ネットワーク運用責任者が相当と認めた者

(IPアドレスの決定)

第18条 ネットワーク運用責任者は、IPアドレスの決定をし、利用者に通知を行う。

(IPアドレスの変更)

第19条 ネットワーク運用責任者は、ネットワーク運営上必要がある場合、利用者のIPアドレスを変更することができる。ただし、変更した場合その利用者に通知しなければならない。

(IPアドレスの返還)

第20条 IPアドレスの発行を受けた利用者は、その資格を失った場合、速やかにIPアドレスをネットワーク運用責任者に返還しなければならない。

第5章 Webページの作成

(トップページ的设计及び変更)

第21条 学長室長は情報センター長と協議し、トップページ的设计及び変更を適宜行うことができる。

(学部、部局等のページ及び学生のページ)

第22条 トップページからの直接のリンク先として、それぞれの学部、部局等のページを作ることができる。

2 学部、部局等のページにリンク先として、学生若しくは学生団体がWebページを作る場合、その組織の長の承認を得なければならない。

(各ページの管理責任)

第23条 各ページに関する一切の責任は、作成した当該学部及び部局又は個人が負う。

(リンクの解除)

第24条 次の各号に掲げる事項についてネットワーク運用責任者は、トップページから直接リンクされるページのリンクを解除することができる。

- (1) 当該ページを管理する当該学部及び部局から解除の旨の申請があった場合
- (2) 当該ページが著しく不適当とみなされる場合

2 第22条第2項に基づき作られたWebページは、作成した学生若しくは学生団体が利用者の資格を喪失した場合は、当該学部、部局がリンクを解除することができる。

(ページの保管場所)

第25条 トップページから直接リンクされるページのファイルの保管場所が、トップページを保管しているサーバーにない場合、次条に定める管理責任者は、保管する場所及び保管するサーバーの仕様を明記してネットワーク運用責任者に申請し、許可を得なければならない。

(管理責任者)

第26条 次の各号に掲げる者は、前条の各サーバーの管理責任者とし、管理責任を負わなければならない。

- (1) 各学部及び部局の長
- (2) その他、ネットワーク運用責任者が特に認めた者

第6章 メーリングリスト

(メーリングリストの設定申請)

第27条 教職員用サーバー及び教育用サーバーの利用者IDを有する教職員は、ネットワーク運用責任者に登録・申請して、メーリングリストを設定できる。

(メーリングリストの管理)

第28条 メーリングリストのメンバーの管理は、当該メーリングリストに登録した者が行う。

(メーリングリストの廃止)

第29条 メーリングリストに登録した者は、メーリングリストを廃止する場合には、ネットワーク運用責任者に届け出なければならない。

第7章 利用者の禁止事項

(禁止事項)

第30条 利用者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 営利を目的とした使用
- (2) 通信の秘密を侵害する使用
- (3) プライバシーを侵害する使用
- (4) 知的財産権を侵害する使用
- (5) ネットワークに支障をきたす使用
- (6) 法令及び本学の諸規程に違反する使用
- (7) 公序良俗に反する使用
- (8) ネットワーク運用責任者の指示に反する使用

第8章 その他

(事務担当)

第31条 この細則に関する事務は、情報システム課が担当する。

(細則の改廃)

第32条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規則は、1999年12月16日に制定し、同日から施行する。
- 2 この規則は、第21条を2002年11月14日に改正し、2002年11月15日から施行する。
- 3 この規則は、第12条を2004年10月28日に改正し、2005年1月28日から施行する。
- 4 広島修道大学ネットワーク利用規則は、規程等整理の方針に基づき、2011年8月4日に、題名と条文を改正し、同日から施行する。
- 5 広島修道大学ネットワーク利用規則は、2011年8月4日に、第3条第1項に第4号及び同条に第2項を追加し、同日から施行する。
- 6 この細則は、2011年12月1日に第24条を改正し、第31条を削り、以下条数を繰り上げて2012年4月1日から施行する。
- 7 この細則は、2014年1月9日に第4条及び第25条を改正し、同日から施行する。